

信州大学医学部と麻績村との連携に関する協定書

信州大学医学部（以下「甲」という。）と麻績村（以下「乙」という。）は、甲又は乙が保有する地域資源及び研究成果等を活用し、健康増進等の分野で連携するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携し、健康長寿を基盤とする活力ある地域づくりを推進するとともに、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 健康増進活動、保健活動、医療活動及び福祉活動の推進に関するここと。
- (2) 国保データベース（KDB）の活用に関するここと。
- (3) 生涯教育及び人材育成に関するここと。
- (4) 地域文化の振興に関するここと。
- (5) 地域づくり活動の支援に関するここと。
- (6) 学術上の調査研究に関するここと。
- (7) インターンシップ等の現地学習に関するここと。
- (8) その他甲及び乙が必要と認める事項に関するここと。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の遂行上知り得た相手方の秘密情報及び相手方が保有又は管理する個人情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後において、甲乙双方が厳重に管理し、事前に相手方の承諾を得た場合を除き、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

（連携協議会）

第4条 第2条各号に掲げる事項を円滑に実施するため、連携協議会を設置する。

（有効期間）

第5条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、その間の事業評価に基づき、甲乙双方が合意した場合に限り更新することができる。

（協議）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙間の協議により定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ署名捺印の上、各自が1通を保有する。

令和3年3月9日

甲 信州大学 医学部長

中山淳



乙 麻績村長

高野忠济

